



鳥取県公報

平成 28 年 2 月 9 日 (火)
号外第 9 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 人委規則 初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 (1) (給与課) 2

規 則

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年2月9日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第1号

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当の支給に関する規則（昭和37年鳥取県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。
別表を次のように改める。

別表（第6条、第7条関係）

期間の区分	職員の区分					2項職員	3項職員
	1種	2種	3種	4種	5種		
	円	円	円	円	円	円	円
1年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	184,100	50,500	45,000
1年以上2年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	184,100	50,500	40,000
2年以上3年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	184,100	50,500	35,000
3年以上4年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	184,100	50,500	30,000
4年以上5年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	184,100	50,500	25,000
5年以上6年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	184,100	50,500	20,000
6年以上7年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	184,100	48,700	15,000
7年以上8年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	184,100	46,900	10,000
8年以上9年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	184,100	45,100	5,000
9年以上10年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	184,100	43,300	
10年以上11年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	184,100	41,500	
11年以上12年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	184,100	39,700	
12年以上13年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	184,100	37,900	
13年以上14年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	184,100	36,100	
14年以上15年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	184,100	34,700	
15年以上16年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	184,100	33,300	
16年以上17年未満	408,900	363,600	304,500	247,800	182,500	31,900	
17年以上18年未満	404,500	359,600	301,200	245,200	180,900	30,500	
18年以上19年未満	400,100	355,600	297,900	242,600	179,300	29,100	
19年以上20年未満	395,700	351,600	294,600	240,000	177,700	27,700	
20年以上21年未満	391,300	347,600	291,300	237,400	176,100	26,300	
21年以上22年未満	371,900	330,700	277,500	225,400	166,900	25,700	
22年以上23年未満	352,100	313,500	263,500	213,500	157,100	25,100	
23年以上24年未満	332,800	296,800	250,000	201,500	148,000	24,100	
24年以上25年未満	313,400	279,900	236,100	189,700	138,300	23,500	
25年以上26年未満	293,900	263,000	222,400	177,900	129,100	22,900	
26年以上27年未満	271,200	242,200	204,800	163,500	118,100	22,300	
27年以上28年未満	249,000	221,800	187,700	149,200	107,700	21,700	
28年以上29年未満	226,600	201,400	170,400	134,900	97,400	20,900	
29年以上30年未満	203,800	180,600	152,800	120,600	86,400	20,600	
30年以上31年未満	179,000	158,700	134,800	105,600	75,800	20,200	

31年以上32年未満	154,100	136,800	116,500	90,800	64,700	19,600
32年以上33年未満	129,500	115,100	98,600	75,600	54,300	18,700
33年以上34年未満	91,400	83,200	72,600	56,500	40,100	17,800
34年以上35年未満	56,100	53,400	48,300	38,100	26,900	17,100

備考

- 1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となった日以後の期間を示す。
- 2 この表において「1項職員」とは第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは同条第2項の職を占める職員をいう。
- 3 この表において「1種」とは第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは同項第2号の職を占める職員を、「3種」とは同項第3号の職を占める職員を、「4種」とは同項第4号の職を占める職員を、「5種」とは同項第5号の職を占める職員をいう。
- 4 条例第4条の2第1項に規定する育児短時間勤務職員等にあつては、この表に掲げる額と同項に規定する算出率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を初任給調整手当の月額とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の初任給調整手当の支給に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成28年1月1日から適用する。
(初任給調整手当の内払)
- 2 改正後の規則の規定を適用する場合には、改正前の初任給調整手当の支給に関する規則の規定に基づいて支給された初任給調整手当は、改正後の規則の規定による初任給調整手当の内払とみなす。